

令和3年4月から見積書及び請求書への 押印を不要とします

山形県会計局会計課

本県では、皆様の負担軽減や利便性向上、業務効率化による行政サービスの更なる向上を図るため、令和3年4月1日から見積書及び請求書への押印について不要とし、下記により取り扱うこととしましたので御協力をお願いします。

記

- 1 押印のない見積書及び請求書には、必ず発行責任者（代表取締役、支店長・営業所長など権限の委任を受けた役職員）及び文書作成者（発行責任者と同一でも可）の氏名と連絡先（電話番号）を記載してください。
 - 2 押印のない見積書等は電子メールによりPDF形式で提出することができます。
 - 3 見積書等にこれらを記載できない場合は、電子メール本文に記載して送信してください。
 - 4 これまでどおり押印のある文書についても有効とします。
 - 5 入札書は対象外です。
 - 6 法令、規則等で押印の定めがある文書は対象外です。
- ※ 別添記載例を参考にしてください。